岩手中学高等学校同窓会会則

第１条　本会は石桜同窓会と称する。

第２条　本会の事務所を母校に置く。

第３条　本会は会員相互の親睦を図り、交誼を厚くし、母校の繁栄に寄与することを目的とする。

第４条　本会は目的遂行のため次の事業を行う。
１、会誌及び名簿の発行
１、総会及び懇親会の開催
１、母校行事への参加援助
１、功労者に対する感謝・表彰
１、その他必要と認めた事項

第５条　本会員を分け、次のごとく定める。
通常会員　　岩手中高等学校の卒業生及び在学した者
賛助会員　　岩手中高等学校に勤務した職員
　　現に岩手中高等学校に勤務する職員

第６条　本会に次の役員を置く。
会　　長 -----１名
副 会 長 -----３名
常任理事 -----若干名
理　　事 -----各回並びに各支部１名、クラブＯＢ会代表各１名
監　　事 -----３名
本会に名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。
本会に顧問を置くことができる。

第７条　役員は任期２ヶ年とし、再選することが出来る。

第８条　会長、副会長、監事は理事会に於て選出し、総会の承認を得るものとする。
常任理事は理事会に於て理事の中から選出する。
理事は各回並びに各支部毎に選出する。

第９条　会長は本会を代表し、理事会の決議にもとづき、一切の会務を統理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代理する。
常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。
理事は理事会を構成する。
監事は会計を監査する。

第10条　常任理事会は事業や行事等の企画立案のほか、会長が必要と認めた事項についての審議検討に当たり、理事会の議案作成に当たる。

第11条　理事会は重要なる事項を審議執行する。

第12条　本会は年１回総会を開き、予算決算の承認並びに重要事項を議決する。
但し、必要ある場合は臨時総会を開く事が出来る。

第13条　本会の経費は入会金、終身会費、及び寄付その他によって運営する。
通常会員は下記の会費を納入しなければならない。
１、入 会 金　　5,000円（入会時）
２、終身会費　　7,000円

第14条　本会の会計年度は８月１日に始まり、翌年７月３１日に終る。

第15条　会員は住所その他の移動ある場合は直ちに報告しなければならない。

第16条　本会則の改正は総会の決議による。

付　則
１、各地区に支部を置く事が出来る。
１、本会則は昭和２７年８月３０日より施行する。

昭和 8年 2月11日制定
昭和22年 8月18日改正
昭和27年 8月30日改正
昭和33年 8月 3日一部改正
昭和36年 8月 5日一部改正
昭和42年 9月 2日一部改正
昭和56年12月19日一部改正
平成元年10月27日一部改正
平成 6年10月21日一部改正
平成12年10月20日一部改正
平成14年10月18日一部改正
平成15年10月17日一部改正
平成20年10月24日一部改正